

規制・制度改革に関する分科会 議事概要

1. 日時：平成24年4月10日（火）15:00～16:22
2. 場所：官邸4階大会議室
3. 出席者：
（委員）岡素之（分科会長）、大室康一（分科会長代理）、安念潤司、大上二三雄
翁百合、川本裕子、佐久間総一郎、各分科会委員
（政務）岡田副総理、中塚副大臣
（事務局）館規制・制度改革担当事務局長、宮本行政刷新会議事務局次長、高島参事官、
小村参事官
4. 議題：
（開会）
（1）各府省フォローアップヒアリングの結果について
（2）今後のフォローアップの進め方について
（3）第1ワーキンググループ（復旧・復興／日本再生）の進捗状況について
（閉会）
5. 議事概要：

○岡分科会長 それでは、まだお二人お見えになっていませんが、定刻になりましたので、「規制・制度改革に関する分科会」を開催いたします。皆様方にはお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、議事次第にもございますとおり、最初に各府省フォローアップヒアリングの結果、2つ目に今後のフォローアップの進め方について御議論いただくとともに、第1ワーキンググループの進捗状況についての御報告をいただく予定でございます。

開会に当たりまして、岡田副総理、中塚副大臣からそれぞれ御挨拶をいただきたいと思っております。

副総理、お願いいたします。

○岡田副総理 今日はありがとうございます。

先般は、新エネルギー分野についての規制改革の取りまとめをしていただき、本当にありがとうございました。閣議決定も無事行われ、あとはそれが実施に移されることが大事でありますので、四半期ごとにフォローアップしていただくということの確認をいただきましたので、我々の方も各省庁に対してしっかりとお尻をたたいて、実行に移されるようによく見てまいりたいと思っております。

今日は、今まで行ってきたことのフォローアップヒアリングの結果などを議論するとい

うことでありますが、既に閣議決定されたことがきちんと実現されていくということは非常に重要なことなので、是非いい御議論をいただきたいと思います。特に、今日は重要な農業の問題や、あるいは医療に関わる分野も含まれておりますので、御議論いただいて、その結果をまた各省庁にしっかり打ち返しをして、決めたことが前に進まないということがないようにしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

会場も、今日は気分を変えて官邸にしましたので、いつも開くところも非常に由緒のある建物ではありますが、ちょっと古いかなどという感じがしましたので、今日は気分を変えさせていただきました。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、中塚副大臣から一言お願いいたします。

○中塚副大臣 今日もお忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

今、副総理からお話がありましたとおり、また委員の先生方にフォローアップをお願いするわけなんですけれども、ある意味、フォローアップをお願いするというのは非常に心苦しい面もございまして、どんどんと進めればそれだけフォローアップの数も減っていくわけでありますから、また先生方と共に成果をしっかりと上げていけるように努力してまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○岡分科会長 ありがとうございます。

議事に入る前に、前回の分科会で御議論いただきました、エネルギー分野の規制・制度改革の取りまとめにつきまして、その後の状況を事務局より報告いたします。お願いいたします。

○小村参事官 事務局から御報告します。

3月26日に分科会を開いていただきまして、報告書の取りまとめをいただき、その公表等のタイミングについては改めてということで調整をさせていただいておりました。

その後、29日に政府の「エネルギー・環境会議」と足並みをそろえる形で公表させていただき、記者発表等を行わせていただきました。翌日30日の朝刊紙に記事が幾つか出ておったと思います。

その後、4月3日に行政改革実行本部報告を経て閣議決定させていただき、同日の岡田副総理の記者会見でも言及していただいたということで、それぞれの節目節目で、記事の数はそれぞれ多い少ないはありますけれども、報道もしていただいたという状況でございます。

以上です。

○岡分科会長 それでは、議事に入ります。

まず、議題の1、「各府省フォローアップヒアリングの結果について」でございます。

2月13日の分科会において、過去の閣議決定項目の中から、11の重点フォローアップ

項目を定めました。そして順次、各府省より改革の進捗状況等について御説明いただき、御議論いただいております。

本日は、まず本フォローアップヒアリングの結果について、農業分野、医療分野、建築分野の順に事務局から説明していただきます。その上で、それぞれの分野について、各委員から、御意見や御質問を頂きたいと思っております。

それでは、まず農業分野の3項目について説明をお願いいたします。

○小村参事官 御説明させていただきます。お手元の資料1「各府省フォローアップヒアリング」ということで、今、分科会長からもお話がありましたように、①～⑪の項目が並んでおります。

農業分野につきましては最初の3つの項目でありまして、最初ですので、少しつくりを御説明させていただきますと、1枚開いていただきまして、改革事項名があります。その下に「対処方針」、これが閣議決定の内容でありまして、その次に「実施状況」ということで、これが各府省からの調査に対する回答ということでもあります。

その上で皆様方に、これらを基に、府省からの説明の資料等も踏まえて御議論いただきまして、次のページで、「分科会当日の質疑応答・意見・指摘事項等」というものが、議事録の中から我々として、皆様方の意見の中で出てきた問題意識について整理させていただいたり、あと、質疑の部分について簡潔に記載させていただいたものであります。

今日はこれらを踏まえまして幾らか、この後、指摘事項につなげてまいりたいと思っておりますので、恐らく3事項ずつぐらい取りまとめて御説明させていただいて、その後、御議論いただきたいと思います。

そうしましたら、中身は振り返りですので、私の方から、濃淡はございますけれども、簡単に当時の議論を思い出していただくためにということで、こういう内容でしたねということで御説明させていただきます。

1番目の項目で、「農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施」です。

「対処方針」の中に、まず金融庁検査を農林水産省・金融庁が都道府県と連携して実施するために基準・指針等を策定して、農協検査の実効性を高めてくださいという内容になっています。

併せてということで、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンスの強化に向けて、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図るという趣旨の閣議決定でございました。

これに対して、当日、2つの実施状況について回答がございました。

まず金融庁検査の方は、基準・指針を策定し、その後、財務局の定員の増員等の体制整備を行って、最終的に農協検査の実効性を高めておりますという府省からの報告がございました。

加えて公認会計士監査の実施についても、行動計画を策定して、公認会計士を増員し、農協監査への公認会計士帯同について大幅に拡大することとしているという内容の御報告

であります。

1枚めくっていただきまして、これに対する質疑でございます。

まず、3者要請検査という形で要請している検査の対象となる、要するに指針を策定しているわけですけれども、これの検査対象となる全国の農協はどれぐらいあるかということで回答がございました。約半分をカバーしておりますというお答えです。

加えて、都道府県から要請がなくても、金融庁が検査できる体制をとる必要があるのではないかと、実際に指摘した内容はこういったものか、指摘事項の公表をしてはどうかという御意見に対して、それぞれ省の考え方が述べられております。

あと、基準対象外の農協への方策いかん、という部分と、都道府県の体制というものが比較的脆弱な中で御苦労されているということで、そこについての考えいかん、という質疑をしていただいたというのが1つ目のものであります。

2つ目の公認会計士監査の実施については、公認会計士がどういう責任で携わっておられるのかということの御質問があった上で、独立した公認会計士監査、外部監査についてどう考えるかということで質疑があったという内容となっております。

2つ目にまいります。2つ目については、がらっと変わりますが、「農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和」という部分であります。

改正農地法によりまして、従来1社上限10%というのが25%まで上がり、農商工連携中心としたもの、一定の要件のものについては50%まで出資が可能となったという状況を踏まえて、その後の実施状況を実態調査として点検していただいて、問題点の有無の把握を行う、あるいはそういった参入促進の観点から適切かどうかについて検証して結論を得てくださいというのが閣議決定の内容であります。

これに対する府省のお答えは、実態調査の準備に着手しておりますということです。

当日は、そういった調査の内容について、こういった規模の調査をこういった者に対して行い、現状がどのくらいかという質問がまずございまして、それについて府省の方から回答があったというのが1つ目です。

2つ目として、所有等の形態について、今、リースという形のものですが、これらについての買取要求が増えてきているという実感がありますけれども、それについてのお考えいかん、ということで府省の考え方を聞いたものです。

あと、従事規定という、役員の中に構成要件として、農業従事者の比率等の規定がございますので、こういったものについての考え方についても御質問がございました。

これらの取組について、農林水産省としての評価はどうかということで、農林水産省としては、規制緩和の効果があったという御回答があり、最終的に実施時期につきましては「平成23年度中検討開始、できるだけ早期に結論」という形になってございますが、これについては農林水産省の方から、政務三役とも諮り、大体この時期までということも含めて、御報告できるようにしたいという御回答があったという内容であります。

3つ目は、「農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上）」ということです。

「対処方針」の中では、優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会がより一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得るということが閣議決定の内容でございます。

これに対して、農林水産省の御回答でございますけれども、農業委員会の活動状況に対する評価を把握するための実態調査の準備に着手しておりますということでありました。

これについての質疑でございます。

まず前半部分で、実際に議事録の作製・公表、活動の点検評価などを行っているという御説明であったわけですが、その結果を予算にどのように反映させていますかという取組と効果の部分についてのお話があり、その2割について、農業委員会の活動実績に応じて配分することができるという農業委員会交付金の取扱いについて御質問等がございました。それで、18ぐらいの農業委員会を対象に280万円ほど減額をしたという実績がございますという農林水産省からの報告等がございました。

あと、これについての効果としてどういうふうにお考えかという部分がありまして、これも効果があったということで御回答があったということでもあります。

7ページに行ってくださいまして、先ほどと同様、「平成23年度中検討開始、できるだけ早期に結論」ということでございますので、これについて早期にやるのかどうかという部分について前向きな御回答があったということ。

あと、農業委員会を支える事務局の機能がかなり低下しているという状況を踏まえて、それについてどう考えているかという部分の御質問がありました。

その他ということで、農業委員の選挙等々に対する御質問と御回答があったということであったと思います。

事務局からは以上でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

ただいまの農業関連の3項目につきまして、御意見・御質問がございましたらよろしくお願いたします。

どうぞ。

○翁委員 金融庁検査の最初の議論につきましては、やはりかなり実際に金融庁検査を実施した農協についてはリスク管理体制は不十分であったという指摘があって、まだ少ないけれども、いろいろな問題がありそうだというお話がありましたので、できるだけこれをまとめた形で情報開示していただくという形をとっていくことが大事ではないかと思えます。

そうすることによって、やはり他の農協とか他の都道府県もそういうリスク管理とかをきちんとやっていかなければいけないんだという問題意識を持つようになって、また、実施をするだけでなく、そういった波及効果が出てくるので、ここで指摘しているように、個別の事例ではなく、できるだけマクロ的に、こういう問題があったということを開示し

ていく方向で持って行っていただければと思います。

○岡分科会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

同じく、農協に対する金融庁検査の件なんですけれども、これはいろいろやり取りさせていただきまして、理解は進んだのですが、結論を言いますと、やはりそもそもの閣議決定が農協検査の実効性を高めるという目的だったかと思います。その点で言いますと、今の仕組みは都道府県知事の要請があって初めて金融庁の検査も進む、こういうことで、限界はあるんでしょうけれども、まだ実態が非常に少ないということもあるので、やはり要請をなるべくしていただく。それによって、ある一定の期間内でかなりのカバー率を残せるような検査を実施していくような工夫が必要ではないかという気がいたします。

そうでないと、そもそもこういう検査というものを自らお願いしますというのは、民間の立場で言っても余りそういうことをお願いしますと言いたくないという性質のもので、逆にそういうことを促進するような仕組みで、繰り返しになりますけれども、やはり一定の期間内でこの3者要請検査というものが実施される、こういうことはやはり具体的に確保していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

大上さん、どうぞ。

○大上委員 1個目の金融庁検査・公認会計士監査につきましては、全く同感の感想を持ちました。これからもいろいろ金融に対して様々な働きかけ、投資商品あるいは決算の飛ばしのような仕組みもいろいろ出てくるような可能性はあるかと思っておりますので、やはり今まで以上にリスク管理をきちんとモニターしていくということは、信連とか農協の段階においては行っていくべきであろうと思っておりますので、もう少し検査が行われるような方法をどうとるかということが重要だと思っております。

それから、農業委員会の在り方の見直しで、いろいろ議論をした中で、閣議決定の内容は客観性・中立性の向上というふうにありましたが、どうも農業委員会という制度そのものがかなりひん死の状態にある部分もあるのではないかと。具体的には、農業委員の選挙というものが余りやられていない実態、あるいは農業委員も、自ら進んでなるというよりは、むしろ面倒な仕事を地域の代表が引き受けるといった色彩になっている。あるいは事務局の機能がどんどん弱体化していて、実際に役割が果たしているのかどうかにも疑問がある。こういった意味で、この改革事項として、果たしてこの客観性・中立性の向上ということを目指していることがいいのか。あるいは農業委員会というものが持つ機能そのものを果たしていくためのもう少し抜本的な見直しを図るといったような提言にまで踏み込むべきで

はないか、そのような感想を持ちました。

○岡分科会長 大室さん、どうぞ。

○大室分科会長代理 農業委員会の在り方そのもの、いわゆる現状の行政組織、行政委員会という仕組みの中でこの部分を維持していくということ自体が、問題なのではないかと感じています。根本的に農業委員会の在り方自体、あるいは農業の在り方自体について、考えるべき時期に来ているのではないかという、大上さんと同じ印象を強く受けました。特に農業生産法人についても、実効が上がっているという話が随分挙がっていましたが、現実問題として、規制緩和によって多少の新規参入というのは当然出てきていると思うのですが、先ほど副総理がおっしゃった、農業分野は成長分野であるという位置付けからすれば、農業生産法人も、平成 21 年の農地法の改正の域からは、1 つずつ細かく規制緩和していても、なかなか抜本改正には行かないのではないかという印象を私は持っています。

個々の規制緩和事項自体については、非常によくまとまった議論だと思うんですが、農業を成長分野として捉えるには、単なる規制緩和ではなく、もう少し抜本的な改革を行わないと解決の方向性が出てこないのではないかと、また、そうすべきではないかと思っております。

○岡分科会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

最後の大室さんの御意見については、農業を成長産業と捉えて、もっと戦略的にといただきますか、いろんな手立てを講じていく必要があるということについては、多分、皆さん同じ意見だと思います。そうなりますと、これは翁さんが以前おっしゃっていましたように、この農業法人だけの問題ではなくて、農地の集約化の問題とか、いろんなテーマが同時に出てきますので、本当はそういったものにまとめて対応するような場が必要なのかもしれません。

この第 3 クールでも一時それを取り上げるという話をしたことがあったんですけども、いろんな他の案件、時間的制約等々から焦点を絞り込み、農業全体を成長産業にしていくのではないかと切り口からの討議は十分進んでいない中で、我々のフォローアップという案件の中でこの農業を取り上げてきました。しかし、今の農業法人の問題、あるいは先ほどの農業委員会の問題、これについてもかなり大幅な、抜本的な見直しが必要ではないかという雰囲気は皆さん感じておると思いますので、今日の御意見を事務局の方で整理して、既に閣議決定されたことについては、そこそこやられているという評価だと思うんですけども、更にもう一歩突っ込むのかどうかということについて、24 日の分科会までに今日の皆さんの意見を整理して、また議論させていただきたいと思います。

この農業分野については、よろしいですか。

どうぞ。

○大上委員 このヒアリングの場でも申し上げたんですが、私が持っている農業分野を成長分野にするということの感想で言えば、今、6 次産業化ということが非常にうたわれて

いるんですけれども、これは農業そのものの生産性向上というところからある意味逃げた議論であって、本来的に農業が生産性を上げていくためには、やはり農地の集約化、農業法人の農業経営の強化が行われるべきであって、ただ、その部分は何らかの理由があって進まない。それと、そこに触れるとやはり非常にタッチな部分があるということで、何か議論が全て6次産業化の方に逃げているような印象を私は持っております。

そういった意味で、我々が取り上げるのであれば、農業そのものの生産性向上ということを中心に規制・制度改革の中で実現していくのか、その議論をやるべきであると思います。

○岡分科会長 ありがとうございます。

先ほど申し上げたように、今、第3クールの中でそこまで突っ込むことはできないと思いますけれども、今後の課題だと思います。

大上さんがおっしゃったとおり、農業そのものを強くするというのは基本中の基本であります。私は6次産業というのはプラスαで、強くなった農業に、あと、2次、3次を含めて6次にすることによって、バリューチェーンを広げることによって、強くなった農業を更に付加価値を高めていくというのは、これはこれとして、並行的といいますか、併存する考え方であると思います。いずれにせよ、この分科会の第3クールで、この農業の成長産業化といったことについての突っ込んだ議論はせずに、次のクールへの課題として残しておくということで整理させていただきたい。そうでないと多分、これだけであと半年必要になるおそれがありますので。

副総理、何かありますか。

○岡田副総理 農業に対して、先生方の御関心が大変高いということは大変力強く思っております。

この3つの案件ももう少し踏み込んでできるのではないかと。例えば最初の農協に対する検査の話にしても、我々はこの対処方針を変えることはできないわけですが、この対処方針と実施状況の間に、やはりそこに隙間もあるわけで、この基準とか指針が対処方針と1対1対応になっているわけでは必ずしもないと思いますので、そういう基準そのものの可否といいますか、そういうことも含めて議論できるのではないかと思います。

つまり、この基準どおりやっていたらなかなか実際には実効性が上がらないというのなら、やはり基準がおかしいわけですから、そこまで少し踏み込んで議論してもいいのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

この後の第2議題で、このフォローアップの進め方について議論をすることになっていきますので、そのときに今の農業の3項目のみならず、他の項目を含めて、それではこの後、6月までどういう形で進めるのかということについての議論をさせていただきたいと思ひます。今の副総理の御意見も大変参考になると思ひます。

それでは、次の医療分野に移りたいと思ひますが、医療分野は6項目ありますので、前

半と後半に分けて、最初の3項目を事務局から説明していただいた後に意見交換をし、そして、その後、また次の3項目というふうに進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○小村参事官 最初が、「保険外併用療養の範囲拡大」という項目であります。

「対処方針」については、現在の先進医療制度よりも手続が柔軟かつ迅速な新たな仕組みを検討し、結論を得るというものでありまして、具体的には、例えば、再生医療等を含めた先進的な医療や、我が国では未承認又は適応外の医薬品を用いるものの海外では標準的治療として認められている療法、或いは、他に代替治療の存在しない重篤な患者に対する治験中又は臨床研究中の療法の一部について、一定の施設要件を満たす医療機関において実施する場合には、その安全性・有効性の評価を厚生労働省の外部の機関において行うこと等について検討するという事で、具体的な例示が付いた閣議決定ということになっております。

これについて、厚生労働省からの回答ということで、記載のとおり、中央社会保険医療協議会において、平成22年10月から平成23年5月まで8回議論していただいて、取りまとめていただいております。

「結論の概要」ということで、○が3つございます。

一番中心になるところが1つ目の○でありまして、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」において医療上の必要性が高いとされた医薬品については、新たに、海外の実績等から一定の安全性等が確認されている抗がん剤については、開発企業の公募中等、長期間治験が見込まれない場合に、これに係る技術を先進医療の対象とするという、抗がん剤についての取扱いを決めたという内容でございます。

2つ目は割愛させていただいて、3つ目で、手続の面でも現行の先進医療専門家会議及び高度医療評価会議における審査の効率化、重点化を図ること等を目的として、両会議における審査を一つの会議において行うという内容としていただいたということでございます。

済みません、時間の関係からかなり割愛させてもらっておりますが、詳しくは記述の内容をお読みいただくということでお願いいたします。

「分科会当日の質疑応答・意見・指摘事項等」でございます。

最初に、2つの会議の集約の効果、要するに施策の効果を具体的にお聞きになっている質問が幾つかあったと思っております。どのような評価基準を設ける予定か、かつ、数値目標といったものについての議論がありました。

2つ目として、抗がん剤に限定した趣旨というものの御質問がありました。

あと、結論は得ましたけれども、いつから実施するのかということに対して、厚生労働省から平成24年度中の実施を目指して準備をしておりますという御回答がありました。

あとは、先進医療の審査の外部機関への委託に関する検討状況についての御質問があり、御回答があったということ。

それと、もう一度、効果と目標という部分に立ち返っての御議論があったものと思っております。

2つ目で、1枚めくっていただきまして、「ICTの利活用促進（遠隔医療、特定健診保健指導）」でございます。

これについては、「対処方針」として、遠隔医療が認められ得るべき要件及び処方せん発行にかかる考え方を明確化する、というものが1つ目。

2つ目として、診療報酬上の手当について、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得るということ。

3つ目が、特定健診に基づく保健指導におけるICTの活用、これをデータ等を収集した上で、再検証して、制度の見直しについて検討するというものでございます。

それで厚生労働省の側からは、先ほど言いました、遠隔医療が認められるべき要件の部分と、エビデンスを得た遠隔医療について、診療報酬上の手当てについての御報告があって、ここについては余り議論がなかったと思っております。議論は処方箋の部分と特定健診の部分に割と集約していたのかなと思っております。

処方箋の部分について言えば、これは極めて遠隔医療と処方箋というセットの御関係を御指摘いただきまして、処方箋が出るのが当たり前だけれども、それについてどういう検討をしているのかという御議論がございました。

10 ページ目の一番下に、「検討会での取りまとめは3月末日を目指しているのでお待ち頂きたい」ということで、3月22日に「処方箋の電子化について」という内容で医療情報ネットワーク基盤検討会というところから一定の検討結果が出ております。ただ一部、検討状況の議事などを見ますと、幾らか段階的な取りまとめのようにも見えますので、引き続きこの点については検討していきたいと思っております。

11 ページの特定健診の部分ですが、ここについては「実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し」という部分なんですけれども、議論としては、データの取り方、受診率なども含めて差が分かるような形で検証を行うべきではないかという意見が大勢としてあったと思っております。

3つ目で、「一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し」でございます。これも非常に閣議決定内容が多岐にわたっております。非常にデリケートな分野ではございますけれども、幾らか割愛させて御紹介させていただきます。

1つ目が、当面の合理的な規制の在り方について検討して結論を得てくださいというのが1つ目。

2つ目は、医薬品の販売・流通規制の在り方について、断続的に検討・見直しを行っていただきます。

3つ目は、今、第一類、第二類、第三類ということで、それぞれリスク区分に応じた取扱いをしておりますが、この具体的な第一類、第二類、第三類に当たる医薬品の区分についても、不断の見直しを行ってくださいというのが3つ目。

4つ目として、一般用医薬品を安全・安心・円滑に供給する観点から、薬剤師等の合理的かつ適切な対面販売の実施状況、円滑供給への寄与度等について検証してくださいというものが4つ目。

5つ目として、離島等の経過措置がございますが、この期間中の副作用発生状況等を検証して、2つ目の断続的な検討・見直しの内容に反映させてくださいという、この5つの非常に多岐にわたる内容でございます。

これについて、それぞれ記載のとおり、厚生労働省から取組についての御紹介がありました。

13ページに行きます。「分科会当日の質疑応答・意見・指摘事項等」でございます。

議論の中身は、まずは実施の時期について、早期というものをどういうふうにかけているかというのがまず議論としてございました。

2つ目として、中盤以降でございますけれども、一般用医薬品の、要するに副作用の問題です。副作用が販売方法別のものとしてどういうふうな差が出ているか等々についての議論があったものと思っております。その上で、経過措置についての議論等がございます、ここがずっと、この辺りで、販売方法と副作用リスク、あと、データの蓄積の有無というところで御議論をいただいていたものと思えます。

あと、14ページにまいりまして、具体的に検証する際の調査のやり方として、ネット、対面それぞれの適性に応じた合理的な規制の在り方を考えた前提で、どういうことを検証し、どのようなデータを取るべきか、というものを考えていただきたいという御意見があり、具体的に指摘があったというものでございます。

駆け足で済みませんが、以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

川本さん、どうぞ。

○川本委員 物事を成し遂げていくためには、ロードマップがなければいけないということで、数値目標とかそういうことをよくお聞きしていたんですけども、この分野は特に数値目標とか定量的な目標設定というのはできないというようなお答えが多かったです。ですので、1つ目の「保険外併用療養の範囲拡大」でも、安全性・有効性を評価する外部機関の整備の数値目標とか、抗がん剤についての速やかな明確な目標とか、あるいは2番目のICTですけども、電子処方箋の実現に向けた議論の加速化のためにも、やはり数値目標を是非作っていただきたいというのが感想として思うことです。

あと、インターネットのところも、データの蓄積がなかなかないのでゴールにならないということなので、データの蓄積をまずしていただかないと議論が進められないというのがあるのかなという感じがいたしました。

もう一つ申し上げたいのは、これはこの厚労省分野に限らないのですけれども、もちろ

ん規制ですから、安全性を非常に懸念されるということは非常によく分かるのですが、技術の進歩とか、あるいはグローバル化、国際連携が進む中で、非常に古い時代にあった事故のトラウマが省庁にあって、結果として進められないということがあるんです。一国家公務員でもポジションによって刑事訴追を受けてしまうというようなことがあると、やはり規制緩和に対しては非常に後ろ向きになられるという、気持ちは分からないではないので、この辺についても、今回の議論で入るかどうかは別ですけれども、論点として挙げさせていただきたいと思います。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 「ICTの利活用促進」のところで、先ほどから出ている電子処方箋で、これは御説明を聴いて、若干といいますか、がっかりしました。問題があるというのは分かります。ただ、先ほど分科会長もおっしゃっていたように、遠隔医療がされるにもかかわらず処方箋がその日に出ない、したがって薬をもらえないということが起きているので、やはり何のための遠隔医療か分からない。これは難しいといっても、国民の立場で言えば、税金を納めさせていただくときには電子化ができて、処方箋をもらうときは電子化ができない、こういうことがどの程度技術的に違うのか、私はよく分かりませんが、それはある意味では克服できない問題ではないだろうと思うわけで、これについては、やはり加速化というものを本当に切にお願いしたいというところでございます。

2点目としまして、これも先ほどから川本委員もおっしゃっていた「一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し」のところで、具体的な安全性を確保することを前提に、販売の在り方について検討して早期に結論を得る、こういうことでございますけれども、これも実際のヒアリングの中に具体的なアイデアが出ましたけれども、最初から全て解禁というわけではなくて、例えば初回は対面販売、2回目以降は、極端なことを言えば、買った薬局からインターネットを利用して買うということだって可能なわけで、ゼロか100かということではなくて、できるところから手をつけるというやり方も十分あるのではないかという意見、正にそのとおりだと思いますので、そういう視点も含めて、是非検討を加速させていただきたいと思います。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

翁さん、どうぞ。

○翁委員 保険外併用療養については、抗がん剤について先進医療の対象となったわけですけれども、いろいろ安全性の問題・課題はあると思いますが、やはりこの分野の範囲が拡大していくということは日本の医療の発展にとって非常に重要なことでございますので、

できるだけ安全性が確認できるものについては、前向きに検討を進めていただくようお願いしたいということが1つでございます。

それから、インターネット等販売につきましては、データを見せていただきましたけれども、やはり対面販売でもいろいろ問題があるということがよく分かりました。ですから、対面販売もインターネットも同じように、どういうふうにやっていけばいいのかということで考えていけばいいのであって、やはり指摘にもありましたけれども、履歴が取れるというメリットもインターネットにはあるわけでございますので、特にこれから高齢化社会になってまいりますと、外出が困難な方とか、本当に高齢者の方でインターネット販売で薬を購入されることが非常に助かる方というのが多いはずで、どうも厚生労働省のお話を聞いていますと、メリットを受けるのは業者だけというような印象を受けましたので、そういった人たちの声を十分に聴いて、両方のデリバリーのツールで、安全性を確保しながら国民にお薬がきちんと届いていくようにするというところで考えていただきたいと思えます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

私自身、ヒアリングのときにも申し上げたのですけれども、今、翁さんが最後に言われた部分と多少重なりますが、一般用医薬品のインターネット等の販売については、消費者と薬を販売する人の関係ですから、安全性の確保は前提としつつ、消費者の選択肢を増やす方法を考える必要があると思えます。例えば、安全性の関心が非常に高い消費者は薬剤師のいるドラッグストアに買いに行けばよろしいわけですが、中には便利の方がいいという人もいるわけです。それは若干、自己責任になるかもしれませんが、国民・消費者にとっての選択肢を増やすという観点で、あとは安全性をどう担保するのかというのは知恵と工夫のところだと思うのです。

ですから、この項目については、この後の指摘事項の中に今のようなことを入れ込んで、6月に向かってのフォローアップの中に是非取り上げていきたいというふうに私自身は感じておりますので、事務局、記録に残しておいてください。

他はいかがですか。よろしいですか。

それでは、残りの3項目の方に移りたいと思えます。よろしく申し上げます。

○小村参事官 資料につきましては、15ページ目からになります。まず、「訪問看護ステーションの開業要件の見直し」というものがございます。

これにつきましては、病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることで24時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で指定訪問看護事業所の人員基準の見直し（1人又は2人）について検討し、結論を得る、という閣議決定でございます。これは常勤換算で、今、2.5人という基準がありまして、その基準を緩和するというものでございます。

なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない

事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたところであり、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。ここまでの閣議決定内容でございます。

これは昨年3月11日の東日本大震災の後の規制の特例措置ということで、こういう特例措置が被災地内に設けられまして、本年2月末までを期限として、1人における開業も市町村の判断で認めることができるという内容の通知が発出されておるといことであります。

それを受けまして、厚生労働省の回答でございますが、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対して、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたところである。これが今の内容です。今後、当該措置の実施状況を把握する予定であるということでございます。

当日の質疑でございます。

まず、どういった検証を経て、最終的にその可否を判断するのかという内容の話が御質問としてありました。

真ん中のところに、1人でもやれるという結論が導き出されれば、全国でやっという方向に向かっているという理解でいいかという御質問が典型的なものであったと思っております。それに対して、厚生労働省では、十分特例措置におけるデータを取った上で、介護給付費分科会において議論していただくことになっておりますというお答えがあったということでもあります。

なお、当該特例については、本年2月末までの被災地の特例ということになってございましたので、最終的にどうなったかということでございますけれども、岩手・宮城・福島県下の市町村に対してはという地域限定付きで期限の延長が認められております。これが9月末まで延長という形になってございます。

その時点で1つ、福島市内でこれを認めるということになっておりました事業所がございましたが、当該事業所については、その後のニーズから、最終的には2月末をもって終了という形になりました。ただ、福島市の事業所としては終了なんですが、このステーションについては同時に福島市に避難されている浪江町とかその他の市町村の方に対しての対応をしていらっしゃるということでございますので、他の市町から認可を受けていて継続しているということでございます。これは引き続き、事実関係をきちんと確認したいと思っております。

なお、その後、4月に入ってから岩手県の一関市で1件、認可を受けたという例がございますので、これについても我々としてもきちんと見てまいりたいと思っております。

訪問看護ステーションについては以上でございます。

続きまして2つ目で、16ページで「ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消〔医薬品及び医療機器の審査手続の見直し〕」でございます。

1つ目として、非常に重要な問題なんですけれども、少し長いので、これも幾らか割愛

させていただきますが、医師の方が医師主導で臨床研究を行う場合についての考え方がなかなか未整理であるということで、そういった場合の取扱いについてQ&Aを作成して、周知してくださいというのが1番目であります。

2つ目で、PMDAの審査体制の強化ということで、これは事業仕分けの対象になってございますが、その在り方について議論を深めて、迅速かつ質の高い審査体制を構築する観点からその審査機能を強化するというのが2つ目。

3つ目が、薬事の承認審査に係る手続の見直し、薬事戦略相談の創設等を検討するというもの。

4つ目として、コンパッショネートユース（人道的使用）としての制度化について検討に着手するというものでございます。

あと、これはかなり重複する部分がございますが、同じく別の閣議決定で、「医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化、透明化を図る。同時に、医薬品及び医療機器の開発、承認の在り方全体を検証し、必要に応じた見直しを行う。」という内容の閣議決定がなされているという状況でございます。

まず、先ほどのQ&Aの部分については、質疑応答集について策定したという内容。

体制については、審査人員の増員、事前評価相談制度について、それを従来、品目数を限っておったわけですが、それを限定することなく実施する。

あと、アカデミア・ベンチャー向けの薬事戦略相談を導入。

そういったことをやって、あと、コンパッショネートユースについても部会の報告書を作成・公表ということ。

あと、審査手続の一層の明確化という観点から、ガイドライン等の発出を行っておりますという厚生労働省の御回答でございました。詳細は資料の方を御覧ください。

それを踏まえた質疑でございます。

まず、議論の中身として、PMDAの審査体制の強化ということについて御議論がありました。これについては、採用の実態のお話、あと、就業規則の見直し。これはなかなか、実際問題として審査に当たる方を、途中で採ってくる場合には、要するに製薬メーカーの方、あるいは医療機器をやっているメーカーの方を中途採用するわけですが、その際の審査手順とか規則の話が1つ障害になっているのではないかとということで、そういう点についての御確認がありました。

あと、医療機器規制制度タスクフォースというものが3月下旬から立ち上がっておりますが、そういったものでの議論の内容についての御確認等がございました。

薬事戦略相談の創設という部分に対しては、外部の専門家に必要に応じて柔軟に入ってもらい、シームレスな対応をすべきではないかということ。

コンパッショネートユースについては、報告書ということで提出はございますけれども、工程やスケジュール感というものをもっと具体的に示して、調整困難な問題であればあるほど、具体的なデッドラインということで、最終期限といったものを設定すべきではないか

という御意見があったものと思います。

審査手続の明確化、透明化の中では、不承認、実際に承認されなかったものがどういったものであったかということが情報公開されることが極めて重要であるという御意見がございました。

続きまして、19 ページでございますけれども、「再生医療の推進」ということで、臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする最適な制度的枠組みについて引き続き検討し、結論を得るという閣議決定でございます。

これにつきましては、厚生労働省の方から平成 22 年度の「再生医療における制度的枠組みに関する検討会」において検討を行って、報告書を取りまとめて、通知により周知を図っておりますという御回答がございました。

これも、実際には審査を受け持っておりますPMDAとその審査内容等についての議論があった上で、中盤に書いてございますが、ガイドラインの策定状況について、どのようにやっているのかという御質問がありました。また、そのスケジュール感を持っているのかということで、厚生労働省の方から、一般的な考え方を示したガイドラインはできているが、「動物試験をやるべきか」、「臨床試験にどの段階で入るか」といったところを具体的に示すガイドラインはない状況である。今後、これらについて基本的な考え方を示していきたいという御回答がございました。

その下のところですが、この再生医療みたいな新しい分野については、評価の在り方についても不断に見直していく点が重要であるということと、条件付き承認などによって審査効率を高めることが重要ではないかという御意見がございました。その際に、「フェールセーフ」という観点で制度設計等を行う。これはミスを起こさせないという意味ではなくて、起こしたらどうするかということ念頭に制度設計を行う思想でございますけれども、こういった考え方ですべきではないかという御意見等頂いております。

以上でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、今の3項目についての御意見・御質問を頂きたいと思います。

佐久間さん、お願いします。

○佐久間委員 訪問看護ステーションの開業要件の見直し、これは特例措置ということで実施をしていただいた点、これは大変結構なことだと思います。ただ、この特例措置の検証においては、やはり特別な地域、特別な状況での実施であったということを考えて上で検証していただきたい。

具体的に言いますと、当然、こういうところでは人口構成が、多分、非常に残念なことですけども、お年寄りの方は減っていただろうというふうにも想像できますし、とにかくそういう特別な状況で、ニーズがなかったから必要ないといったような議論にならないで、本質的には1人でもできたのかどうか、1人でやった場合どういう問題があったのかというところに重点を置いて検証をお願いしたいと思います。

2点目は再生医療のところ、これは分科会するときにも、このPMDAの効率性ということについて、その効率性を測る目標なり数値というものなかなか難しいというのは分かりますが、明確でない。最初にそういう目標なり数値ができて、それが非常にいいものかどうかは分かりませんが、とにかくないと、多分、次にも進めないということだと思いますので、そこはやはり何らかの形で効率性を評価するような仕組み・指標というものを検討していただきたいということでございます。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

他はいかがですか。

川本さん、お願いします。

○川本委員 先ほどの話ともつながるのですが、やはりコンパッショネートユースとか、再生医療の問題はとても難しいのですが、期限を切って議論していただかないと、なかなか結論が出ないと思うんです。それが常に、有識者に御議論いただいてということで先延ばしになっているということを申し上げておきたいと思います。

○岡分科会長 ありがとうございます。

他はいかがですか。

安念さん、どうぞ。

○安念委員 PMDAについては、それはいろんな人がいろんなことを言っていて、私も定見があるわけではありませんけれども、PMDAが有識者の御意見を頂いてというのは妙な話で、彼ら自身が有識者の集団であるはずなんですから、有識者の御意見を頂いてというのはおかしい話だと思うのが1つです。

もう一つは、薬屋さんもみんなPMDAが遅くてしょうがないんだと口ではおっしゃるんですが、知りませんが、私はどうも口でおっしゃるだけなのではないかという気がしてしょうがない。つまり、みんな遅いんですから、どこの会社も日本国内では別に競争上不利にはならないわけです。それで御案内のように、特許も薬に関しては5年延ばせますから、新薬はそんなに長い間もうけられるものではないので、5年延ばしてもらえれば審査の期間が延びて、出願から25年なんですけれども、そこそこ回収できるというようなことがあって、せっぱ詰まって困ってはいらっしゃらないのではないか。ややそういうことを感じまして、どうもPMDAの仕事の効率化に対する強いプレッシャーというものが働きにくい構造になってはしないか。患者さんはもちろん、せっぱ詰まっておられるのです。特に外国で承認されている抗がん剤などについては非常に知識も豊富ですし、本当に困っておられるんですが、患者さんの声というのは、マスコミなどで取り上げられることは多くても、実際には政治的なプレッシャーになるほど強力なものにはなかなかないという構造があるのではなからうかという気がしておりますので、ここは業界頼みにはなかなかしにくい構造がややあるやに私は思っております。

○岡分科会長 ありがとうございます。

先ほどの川本さんの御意見なんですけれども、農業の3分野も含めまして、やはりいつまでという期限を設定するというは大変重要な指摘だと思います。ほとんどのことに共通して言えることで、数量目標を設定するか、期限を設定するかというようなことは共通指摘事項になるのかなというふうに私も思いますので、申し上げたいと思います。

大室さん、どうぞ。

○大室分科会長代理 厚生労働省関係の部分がここで議論をしている中では一番分かりにくいというか、安全とか安心ということを、盾と言っては申し訳ないですが、盾にとったみたいな形があって、工程とかスケジュールがほとんど約束されないといえますか、考えていただけない、どちらかといいますと、マーケット的観点から一番遅れているのではないかと印象を私は強く持ちました。

厚生労働省関係の事項は今後も第1WGでもいろいろ議論されると思いますが、これだけではなく、審査の部分についても、やはりもう少しメスを入れるような時間が必要ではないかという印象を持っています。

○岡分科会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

これは副総理にやっていただいたことですが、第2WGのエネルギー関連で閣議決定した内容を、その後、四半期ごとにフォローアップしていくという、今までにない一つのやり方かなと思います。

ですから、期限を設定して、それまでにできなかったものをまた諦めることなく、それでは、あと何か月ですか、というような形でやっていくというようなことも、正にフォローアップのフォローアップかもしれませんけれども、必要なかもしれないということも私も強く思っております。

他はいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、次に建築分野についての説明を事務局からお願いいたします。

○小村参事官 残り1つですので、時間を手短かにさせていただきたいと思います。

21 ページで、「木造耐火構造に関する性能評価試験（大臣認定申請用）の試験方法の一部見直し」でございます。

「対処方針」として、これは非常に細かい試験方法の話、具体的な試験方法の話でございますが、外壁の屋外側に関する性能評価試験について、加熱終了後の一定時間の放置を脱炉状態とする方法が妥当かどうか。要するに、炉にくっつけたまま所定の時間を待つのか、外してから待つのか。これの再検証を行うというものでございました。

事務局としてこれをお願いした趣旨は、最終的には再検証を行うということでございましたので、再検証の結果、方向性が真逆になってもこれはこれでいいんですが、そこについてきちんと御説明を果たしていただきたいという思いがあって選ばせていただいて、同日も議論いただいたわけでございます。

国土交通省の回答としましては、平成 22 年度中に、事業者、学識者より意見を聞き、再検証を実施したところ、現在得られている知見の中では、現行の耐火構造の性能評価試験の試験方法が妥当との結論を得たため、試験方法の見直しを行わないこととしたという内容でございます。

当日の議論の中では、どういった事業者・学識者から意見を聴いたのか、頻度として何回ぐらい聴いたのかというお話。

加えて、どういった知見の下で最終的にどう判断していったのかという具体的な内容について御確認いただき、若干、ヒアリングで明らかになった事実等について御指摘して、資料等も若干修正させていただいた、そういう内容でございました。

以上でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

ただいまの案件につきましての御意見・御質問がありましたら、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○大上委員 小村さん、これは何か調べて回答を出すというような話になっていたと思うんですが、回答は出てきたんですか。

○小村参事官 はい。これは 21 ページの下に書いてある、「試験方法の見直しを行わないとしたのは、ヒアリングだけではないという理解でよいか」ということで、国土技術政策総合研究所で実地試験を行っているものを含めて見直しを行わないとの判断を行ったということに対して、それではきちんと書いてくださいというやり取りが当日ありました。

それで資料については、この部分について先方で書き直しまして、当日の資料と訂正後のものということで併せてホームページにアップし、修正をさせていただくという内容でございます。

○大上委員 分かりました。

○岡分科会長 よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日、皆様方から御指摘いただきました点につきまして、一度、事務局の方で整理をいたしまして、改めまして皆様と議論をさせていただきたいと思っております。

それとの関連もございしますが、議題の 2、「今後のフォローアップの進め方について」に移ります。事務局から説明いたします。お願いします。

○小村参事官 御説明します。資料 2 と資料 3 でございます。資料 2 の方が今後の進め方に関する記述でありまして、資料 3 の方が、これまでのものも含んだ、経過を含めたものになっております。

資料 3 の方を御覧いただきますと、第 3 クールはどのようなふうに行っていくかというのが決まったのは 11 月でございまして、その後、12 月 6 日にフォローアップ方針を決定し

て、具体的に年をまたぐ形で調査を各府省にかけたというのが初回であります。

その後、重点項目のフォローアップ項目の決定をしていただいて、ヒアリングをしていく中で、例えば途中の段階でも、幾らか事実的な確認も我々事務局としてもさせていただいたという状況で現在に至っております。

それで、どういった形で進めていくかというのが資料2でございます。

「1. 進め方」として、4点記載しております。

(1) が、「事務局を通じて再度、各府省を対象としたフォローアップ調査を行い、既定事項の平成23年度末までの実施状況を把握する」というものでございます。これはどういったことかといいますと、フォローアップ項目の中にもございましたけれども、平成23年度末措置というものが結構ございまして、それらについて1～3月とヒアリング等をしていただきましたし、事務局も作業をしたわけでございますけれども、割とこの1～3月期に作業をしていくものが非常に多くて、そういうことであれば、むしろ平成23年度末が終わった段階できちんと一度点検すべきものではないか。もちろん、早期前倒しすべきというものは意見としてあるんですが、実情がそうでございますので、年度末のものに対してきちんとチェックをかけていくという趣旨で(1)を記載しております。

(2) として、「(1)の調査結果や分科会において行った重点フォローアップ項目についての各府省ヒアリングなどを基に、事務局において評価・指摘事項の原案を作成する」というものでございまして、それが正しく、今日ここでお願いしておる手続でございまして、重点フォローアップ項目の中身について、この場で再度御指摘もいただき、また幾らか細かな点については事務局としても整理させていただいて、事前に調整もさせていただいて、評価・指摘事項の原案を作成したいと思っております。

(3) として、「分科会において、(2)の原案をたたき台として議論を行い、その結果を踏まえ、最終的な評価・指摘事項を決定する」というものでございます。

(4) として、なお、途中の議事の中でも分科会長からもありましたが、重点分野である農業・医療についてでございます。これについてどういうふうに取りまとめていくかというのは、幾らか途中経過で議論もございましたけれども、今回、重点フォローアップ項目の多くを両分野に関するものから選んで対応いただいておりますので、他の分野以上に時間を取って議論を行い、きちんと評価・指摘をまとめていくということにさせていただければと思っております。

「2. スケジュール」でございますけれども、今回ここで御議論いただいて、指摘事項について出していただきました。あと、議事も見まして、また幾らか細かな点については事務局からも確認をさせていただいて、まず原案を作らせていただきたく思っております。

それで、4月の2回目の段階で、重点フォローアップ項目ですが、今回の11項目について指摘事項原案をたたき台として御提示させていただいて、それを御議論いただきたいということでございます。

その次に、5月の1回目については、現在、1(1)の調査を進めておりますので、そ

これを踏まえて、重点フォローアップ項目以外の項目、これはかなりの数がございます。これらの項目に関する評価・指摘事項原案をたたき台として作成しますので、それについて御議論いただきたいということでございます。

幾らか予備的な日にちとして、修正があれば5月の第2回目、6月の第1回目で御議論いただき、最終的にはその後の分科会、6月の分科会で評価・指摘事項について御決定いただきたい。

こういう流れとして考えております。

以上でございます。

○岡分科会長 ただいまの事務局からの説明に対して、何か御質問あるいは御意見はございますか。

翁さん、どうぞ。

○翁委員 このクールでは、農業・医療というものに重点を置いていこうということで決めたわけでございますけれども、第1WGの方で医療関係を取り組んでおりますが、先ほど分科会長がおっしゃったように、農業については必ずしも取り組む余裕がなかったわけで、先ほど分科会長からも御指摘があったんですけれども、このフォローアップのところをいかに膨らませて、例えばタイムスケジュールの明確化といいますか、もっときちんと、先ほど川本さんからも御指摘がありました、そういったものを、目標を置くとか、また、農業委員会の議論などにしても、農地の有効利用ということと関連付けて、よりそういった改革に向けて、農業の発展に向けて、少しでも進めるような方向感を出せるフォローアップをしていくというような工夫が必要ではないかと思っております。

農業や医療についてはヒアリングもいたしまして、本間先生、土屋先生、高木先生などはそれぞれおっしゃっていたこととフォローアップの項目と非常に近いことがありまして、やはり土屋先生は混合診療といいますか、保険外診療がやはりキーになるとおっしゃっていましたので、その部分、フォローアップと関連しておりますし、本間先生も高木先生もやはり農地の問題を御指摘になっておられましたので、そういったネックになっていると専門家の先生方もお考えになって、我々も感じた、そうした分野のブレークスルーのきっかけになるようなフォローアップにしていければと思っております。

○岡分科会長 ありがとうございます。検討させていただきます。

どうぞ。

○大上委員 この進め方に直接関係するのではないんですが、今後の検討ということで、1つはやはり先ほど来の農業とか、あるいは医療で、これは私も安念さんと同感です。でも、これはやはり当局、あるいは場合によっては事業者も含めて、どうやる気を出してもらうか、やってもらうか。容易じゃないというのは分かる。

一方で、私、何度も宣伝めいた話で済みませんが、航空の安全に関する委員会ですと暮れから3月までやってきて、120項目のうち100項目取れたんです。しかも、これは技術部門がやる気になって、最終的には制度の根幹になっている機長制度とか、あるいは整

備士の資格制度、その辺まで含めて抜本的に見直す。ですから、根幹を変えることによって、世界レベルの航空機安全の規制・制度にしようというようなことで話が決まったんです。これは彼らがやる気を出しているんですよ。ですから、そこまでやる気を出してもらい、あるいは進めるために何をやればいいのか。例えば数値目標を決める、工程表も大事ですし、一方で内なる力をどう引き出してやってもらい、そういう阻害要因をどう解決するかというようなことも、もう一回、我々として、農業とか医療の分野については、どこかで考えて提言する必要があるのではないかと思います。

もう一つ、前回の分科会と第2WGの合同会合で松村委員がおっしゃっていたと思うんですが、制度設計、それも詳細設計において、我々WGの委員の知見の活用というのは十分あり得ます。ただ、我々は規制・制度をこうしろ。それに対して、規制・制度をこう変えました。またそれに対して議論するんですけども、この時間のタイムラグがある意味もったいない部分がありまして、特にエネルギー辺りの部分でいけば、詳細な制度設計でいけば相当我々も貢献できる部分というのはあるのではないかと思います。そういうところは、やり方はレビューなのか、ヒアリングを受けるなのか、分かりませんが、とにかくやり方を工夫して、制度設計、特に詳細設計に当たって、この委員会の知見を活用していただく、そういうことも併せて考えてみてはいかがかというふうに、改めて今日の議論を通じて思いました。

○岡分科会長 ありがとうございます。

川本さん、どうぞ。

○川本委員 事務局案のフォローアップを着実に小さく積み重ねていくことは非常に大切だと思います。ただ、農業とか医療とかの長年の大きな厚い壁には挑めていないのも事実だと思います。規制改革はやはり成長戦略の基本だと思いますので、官僚の方たちに改革に前向きに取り組んでもらうためにも、今日は官邸でもやっていますし、岡田副総理にも中塚副大臣にも御出席いただいて申し上げたいのは、やはり自由な経済活動に対して政権がどれだけ前向きかという風の問題だと思うんです。風向きがかなり厳しいというのは確かですので、そこは御認識いただいて、是非規制改革にフォローの風というものが吹いてくるといいなと思います。

○岡田副総理 風向きが厳しいというのは、どこの風が厳しいですか。

○川本委員 ですから、風はやはり官庁側に規制改革に前向きになるような感じが少ない。それをやっても褒められるのかということです。自由な経済活動に対してこの政権は前向きなのかということです。

○岡分科会長 よろしいですか。

どうぞ。

○岡田副総理 今日はありがとうございました。いろいろ励ましていただいて、ありがとうございます。

ただ、例えば最初の項目の公認会計士の監査の話など、閣議決定は農協に対する監査の

独立性・客観性・中立性の強化を図る、と書いてあるにもかかわらず実際には中央会の公認会計士ですよ、それは法人が別だからいいんですよと言ってよいのかという気がしないわけではないんです。

ですから、もうちょっと、現時点ではこの閣議決定されたことは超えられませんが、閣議決定の範囲の中できちんとできることがなされていないのではないかという気が非常にしておりますので、是非これは強く、分かりやすく、意見をまとめていただきたいと思います。そうでないと、なかなか伝わりませんので、お願いしたいと思います。

○岡分科会長 どうぞ。

○安念委員 強くというお言葉に勝手に励まされて、おっしゃるとおりで、銀行の監査を全銀協の職員がやっているのと同じなんです。普通、そんなことはあり得ないでしょう。おかしいのではないか。この対処方針は対処方針で、これは閣議決定ですから、これ自体をここでどうこうすることはできないんですけれども、この対処方針をお前たちは正しく読んでいないのではないか。解釈が間違っている。そういうことをがちんと言った上で、それをこちらで評価・指摘事項を作っていくのはそれで結構なんです。しかし、この分科会で評価しました、指摘しましたというのでは言い放しになってしまって、担当府省としては承りましたということで終わってしまうのではなかろうか。

ここから先は私ども兵隊の決めることではないので、高いレベルで決めていただくしかないんですが、必要があるのなら、解釈をした、こういうふうな解釈をすべきであるという閣議決定をしていただくというのも一案ではなかろうかという気がするんです。例えば、今、副総理のおっしゃったことと言えば、ここで言うところの対処方針というのはそういう話ではないんだ。文字どおり、ニュートラリティーといいますか、インテグリティを高めるようなことを言わなければいけないのであって、例えば帯同がどうか、そういうけちなことを言う趣旨ではないんだというような評価・指摘事項であるならば、それを閣議決定していただく。何も三百何十項目のフォローアップについて全部閣議決定していただく必要は全然ありませんから、ここは当初、この分科会では、農業と医療については重点項目としてやっていこうというふうに言ったわけですから、最後の締めくくりも、必要な、重要な部分については、もしエグジットが閣議決定になるというのであれば、それは府省に対しても強制力になるわけですから、もしそういうことが可能であるならば、それもひとつ御検討いただけないかな、などという気はするんですが、いかがでございましょうか。

○岡田副総理 ここで議論してまとめていただければ、閣議決定まで行くかどうかは分かりませんが、少なくとも何らかの決定事項にはするつもりであります。

○安念委員 分かりました。ここで言い放しでは惜しいと思いますのでね。

○岡分科会長 それはないようにしたいと思います。今までの第1クール、第2クールでも、短期間でも皆さん一生懸命やっていただいた結果だと思いたいますが、それぞれの項目について、かなりの項目について閣議決定まで行きました。そういう意味では今回、我々、

第3クールは、項目数ではそんなに多くないと思います。それは、1つには過去に閣議決定された項目のフォローアップをしようというので、かなりの時間をそこに割いています。それで、重点分野の農業・医療も、このフォローアップの案件の中からその2つの分野を特にやろうというような思いで今日までやってきたわけでありまして。

もう一つは、現政権の重要課題である復旧・復興、成長戦略とエネルギー政策、これもやってきたということでありまして。また、「国民の声」という形でかなりまとまった数のものが来ましたから、それを50～60項目に絞り込んでいただいてやっていますので、これを全部足し合わせても、過去のクールからするとそんな大した数ではないですから、全ての項目を閣議決定という可能性はゼロではない。ただ、する必要はあるかどうかは別ですけども、そんなふうには思っております。

それで、今、皆さんから頂いた御意見を踏まえまして、このフォローアップ案件を、第3クールの第1回目の分科会のおきから、我々は成果を高めましょう、たくさんの成果を出しましょうということを中心に議論してきました。その一つが、正に過去に閣議決定された案件のフォローアップである、こういうことでやってきたわけでございます。

第2WGのエネルギーの分野においては、副総理の格別の御尽力によって、かなりのレベルのものが出たのではないかと。しかも閣議決定までしていただいたということでもありますので、このフォローアップ案件、あるいはこの後で議論する第1WGの案件等につきましても、我々のできるところは大きいにやった上で、やはりここは政務に出ていただいてという局面が出てきたときには改めてお願いしたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

○岡田副総理 最初からそのつもりであります。

○岡分科会長 それでは、最後の議題3、「第1ワーキンググループ（復旧・復興／日本再生）の進捗状況について」になりますが、事務局から説明をお願いいたします。

○小村参事官 事務局から説明します。済みません、資料の方はお手元がないので、口頭で御説明させていただきます。

第1WGについても、12月から関係者のヒアリングということで、関係府省、あと、事業者と府省と一緒に並んでいただいて、オープンな場で議論していただくという新しい試みの中でヒアリングを実施してきておりまして、3月で当初予定しました項目をほぼ達成しております。

今、4月13日、今週の金曜日ですが、実施する方向で調整しておりまして、そこで中間的な改革事項の中身を確認していただいて、議論していただいて、そこから各省との協議、最終取りまとめに向けた動きとさせていただければと思っております。

ここまでヒアリングしてきた項目は、これはオープンにやっておりますので追っていただければ分かるんですが、例えば医療機器の分野であったり、自動車の分野であったり、通信機器の分野であったり、あと、昨年やったフォローアップとして、酒類とか食品添加物、自動車整備工場の都市計画法上のゾーニングの部分、こういったもの等々、30弱の分

野でヒアリングをしていただいています。これについて整理をして、この後、折衝へという流れとなっております。

今、各委員の方に、最終的にその方向性、あるいは字句について、御覧いただきながら、13日に向けて整えておるという状況でございます。

以上でございます。

○岡分科会長 ただいまの説明に対して、御意見・御質問はございますか。
よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、所定の議題の1～3が終わりました。

副大臣、何かコメントはよろしいですか。

○中塚副大臣 結構です。

○岡分科会長 副総理もよろしいですか。

○岡田副総理 はい。

○岡分科会長 それでは、事務局より連絡事項をお願いいたします。

○小村参事官 次回の分科会につきましては、4月24日火曜日に開催を予定しております。
それで、先ほど申しましたが、第1WGについては、今回は13日金曜日の午前10時から開催を予定しております。

なお事務局から、最後になりますので、本日はかなり閣議決定内容について時間の関係から言葉をはしょらせていただきました。本来であれば、多分一つひとつの言葉に意味があり、重みがある中身となっておりますので、詳しくは記載の内容を、資料を御確認いただくということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、全て会議が終了いたしました。お忙しい中、今日は本当にありがとうございました。